

長管協発 8 第 7 号
令和 8 年 4 月 27 日

組合員 各位

長崎市管工業協同組合
理事長 谷村 正夫
(公 印 省 略)

「令和 8 年経済センサスー活動調査」の実施に伴う
周知・回答協力をお願い

春陽の候、時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

標記の件につきまして、総務省及び経済産業省により、「令和 8 年経済センサスー活動調査」が全国一斉に実施されます。本調査は、すべての産業分野における事業所・企業の経済活動を全国一斉に調査する極めて重要な調査です。

この度、別紙の通り、長崎市情報統計課より、周知及び回答協力をお願いが届きましたのでお知らせいたします。

つきましては、組合員の皆様におかれましても、本調査へのご理解をいただき、期日までにご回答くださいますよう、周知とご協力をお願いいたします。

長 情 統 号 外
令和8年4月23日

長崎市管工業協同組合 御中

長崎市情報政策推進部情報統計課
課長 菖蒲 浩
(公 印 省 略)

令和8年経済センサスー活動調査における「リーフレット」のメール送付について (依頼)

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より各種統計調査にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日ご説明させていただきした、令和8年経済センサスー活動調査における「調査についてのお知らせ及び協力依頼リーフレット」のデータを送付させていただきます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、加盟企業・団体の皆様へ本調査の実施についてご周知いただきますようお願い申し上げます。

また、キャンペーンサイトのリンクを貴団体のご周知いただくメールに貼り付けていただけますと幸甚に存じます。

送付資料：「調査についてのお知らせ及び協力依頼リーフレット」

キャンペーンサイト：<https://www.e-census2026.go.jp/>

【連絡先】

〒850-0057 長崎市大黒町 3-1 交通産業ビル 6 階
長崎市情報政策推進部情報統計課 担当：深堀、松田

電子メール：toukei@city.nagasaki.lg.jp

電 話：095-822-5301

F A X：095-829-1121

今を知る。未来の力になる。



全国すべての事業所・企業が対象です。

経済センサス 活動調査

経済の
国勢調査



令和8年
6月1日

4月～5月にかけて
調査票をお届けします。



回答はインターネットがおすすめです。



※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。ご回答いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

経済センサス一環調査の結果は「持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた日本の現状の現状を確認するためにも活用されます。



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索



経済センサス-活動調査のいろんな疑問にお答えします。

Q:どんなことを調査するの？

A:従業員は何人か、売り上げはいくらか、などを回答していただきます。

Q:どんなことに役立てられているの？

A:本調査は、行政施策の立案や民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。(例:防災対策のための利活用、支援制度の検討など)



Q:必ず答えなければならないの？

A:本調査は「統計法」という法律に基づき、回答する義務(報告義務)とこれに反したときの罰則が定められています。また、調査関係者が調査内容を他に漏らすことは固く禁じられており、ご回答いただいた内容については「統計法」の規定により適切に管理し、秘密の保護に万全を期しています。



Q:調査の対象は？

A:経済センサス-活動調査は「調査員調査」と「直轄調査」の2つの方法で実施されます。具体的には、下図に記載のとおり回答していただきます。

調査員調査



- ・支所等を有さない(比較的小規模な)事業所、個人経営の事務所などが主な対象です。
- ・それぞれの事業所ごとに回答していただきます。

直轄調査



- ・支所等を有する企業、資本金1億円以上の比較的大規模な事業所などが主な対象です。
- ・本社において傘下事業所を含めた情報を回答していただきます。

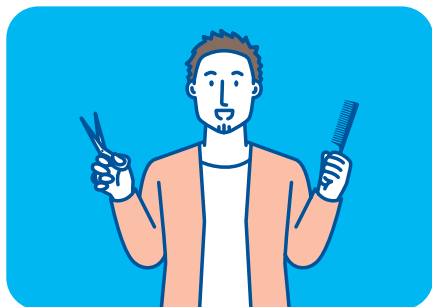
Q:調査員はどんな身分で、どんな仕事をしているの？



A:調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員です。

調査票の配布及び回収のほか、担当する地域にある事業所等の営業状態を外観などから確認することが主な仕事です。なお、調査員は活動中、「調査員証」を携帯しています。また、調査員証を収納するケースのストラップや、調査員が携帯する『下敷き』と『手提げ袋』には経済センサス-活動調査のロゴが印字されています。もし、不審に思われた場合には、最寄りの市区町村へお問い合わせください。

全国すべての
事業所・企業が
対象です。



経済センサス 活動調査



調査へのご協力・ご回答よろしく申し上げます。

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上（収入）や費用などを網羅的に把握し、我が国の経済構造の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、各種施策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。



インターネット回答がおすすめです。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

調査結果は何に活用されるの？

調査結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

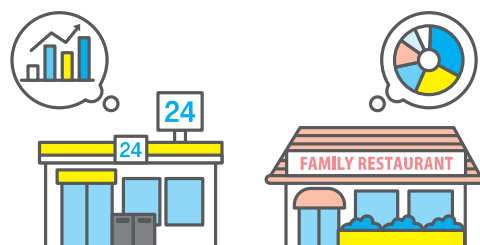
各種施策等に基づく利用やGDP統計の算出など

- ・地方交付税の算出
- ・人口減少問題対策における基礎資料
- ・鉄道等交通インフラ整備の基礎資料
- ・GDP統計の算出



新規店舗の出店計画に

- ・地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、新規店舗の出店計画のための基礎資料



経営支援制度や各種補助金の検討材料として

- ・物価高騰対策の各種支援制度の策定に利用
- ・小規模事業の支援に係る補助金交付の基礎資料



防災対策やまちづくりの計画に

- ・地域防災計画策定のための基礎資料
- ・まちづくりプランの防災指針策定に当たっての災害リスク分析に利用
- ・商店街等の活性化の目標値及び実績数値



経済センサス-活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づく、基幹統計調査です。

基幹統計調査には報告義務と守秘義務があります。

調査に従事する調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員で『経済センサス-活動調査 調査員証』を携帯しています。不審に思った際は、回答しないで最寄りの市区町村にお知らせください。

経済センサス2026

検索

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス-活動調査

調査はどのように行われるの？

いつ調査するの？

調査期日

令和8年6月1日現在で行います。

どんなことを調査するの？

従業者数、事業の内容、売上金額、費用項目、事業別売上金額、本所・支所の別、など

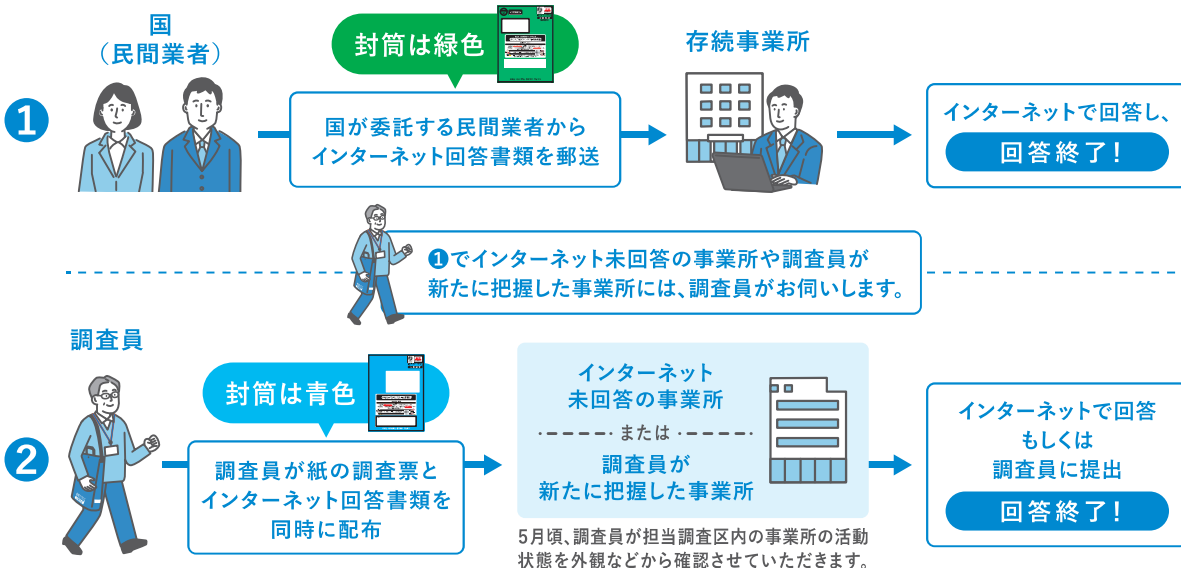
どのように回答すればいいの？

企業の規模等によって、調査方法が異なります。

① 調査員調査 対象：支所等を有さない比較的小規模な事業所、個人経営の事業所など

令和8年4月にインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

インターネット未回答の事業所や、新たに把握した事業所には、調査員が紙の調査票を配布します。記入した紙の調査票は調査員が回収します。



② 直轄調査 対象：支所等を有する企業の本社

インターネットでの回答を基本とし、令和8年5月頃に国(民間調査会社)からインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

※本調査実施のため毎年実施している「経済構造実態調査」は行いません。

調査の対象は？

全国すべての事業所・企業が対象となります。

事業所とは？

この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が

- ① 単一の経営主体のもと（グループ企業は含めません）で、
- ② 一定の場所（一区画）を占めて、
- ③ 従業者と設備を有し、
- ④ 継続的に行われているもの をいいます。

同じ組織であっても、場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。
管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

「事業所」の例

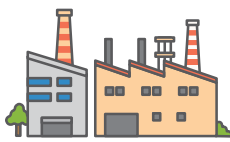
従業者と設備を有し、一定の場所（一区画）を占めて経済活動が継続的に行われていれば、ここに例示したもの以外であっても事業所に含めます。



本所・本社・本店



支所・支社・支店・営業所



工場



従業員のいる倉庫



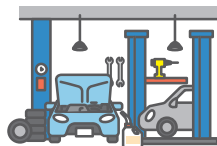
幼稚園・学校



配送センター



社員研修センター



車両整備所



資料館



病院

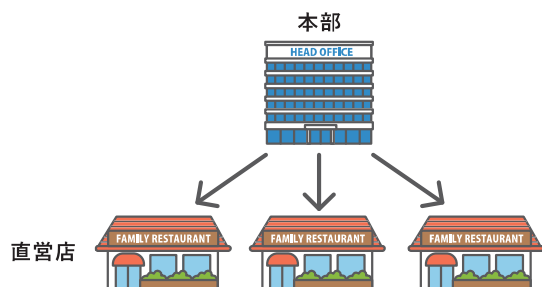
チェーンなどの店舗について



同一経営主体となる例

（本所・支所の関係です）

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーンの加盟店を運営する事業主（企業）が運営するすべての店舗



同一経営主体とならない例

（本所・支所の関係ではありません）

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店（別経営）
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所

